

利子補給制度について

～和泉市内の中小企業経営者の皆様へ～

和泉市では、市内事業者の支援策の一環として、大阪府中小企業向け融資制度等を利用している事業者に対し、その返済利子の一部を補助しています。

利子補給制度の対象となる下記融資を受けられた方は、「**融資登録書**」を提出し融資内容の登録をしてください。融資登録をされない場合には、利子補給を受けることができませんのでご注意ください。

1. 利子補給対象の融資制度

◆大阪府中小企業向け制度融資

(1) 和泉市中小企業融資制度 (2) 小規模資金 (3) 開業資金

◆株式会社日本政策金融公庫

(4) 女性、若者／シニア起業家資金

※新創業融資制度は和泉商工会議所での取扱いになります。(和泉商工会議所 ☎ 53-0320)

2. 補給対象者

市内に住所または事業所を有する個人事業主あるいは市内に本店又は営業所を有する法人

3. 補給対象利子

補給対象融資について、対象年の1月1日から12月31日までの期間に約定どおり返済されている利子。

※ 利子補給期間は借入日より3年間ですが、年度を遡及して請求することはできません。

4. 対象融資の限度額及び利子補給率

(1) 当初借入額の合計額のうち500万円を限度

(2) 対象年に係る利率のうち1%相当分

新たな融資を受けられた方は
融資登録を忘れずに

制度の流れ

1. 利子補給対象融資の登録

①大阪府制度融資の場合、保証協会発行の「保証のお知らせ」と金融機関発行の「返済予定表」。

②日本政策金融公庫の場合、補給対象融資と分かる資料(女性、若者／シニア起業家資金融資証明書等)とお支払額明細書。

上記書類を添付して「**融資登録書**」を提出してください。

登録されない場合は、利子補給できません。



2. 適合する利子補給対象融資の決定

利用者から「**融資登録書**」で登録された融資について適合する利子補給対象融資を決定します。



3. 利子補給の申請

毎年末頃に「利子補給申請書」・「返済状況証明書(金融機関用)」を送付しますので、提出期間内に申請書類等を提出してください。申請期限を過ぎた場合は、対象期間の利子補給はできません。



4. 提出書類の確認、利子補給金の計算、決定

申請者から提出された書類を確認し、利子補給金を計算のうえ決定します。



5. 交付決定通知書、利子補給金請求書の送付

交付決定者に、「交付決定通知書」と「利子補給金請求書」を送付します。



6. 利子補給金請求書の提出

交付決定通知書受領者は、「利子補給金請求書」を期限までに提出してください。

請求期限を過ぎた場合は、利子補給金の交付ができません。



7. 利子補給金の交付(振込)

決定した利子補給金額を希望の借入人名義口座に振込みます。

お問い合わせは・・・

和泉市 環境産業部 商工労働室 商工推進担当 ☎ 0725-99-8123 (直通)

詳しくは、和泉市HP (<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>)、金融関連支援制度をご覧ください。

和泉市中小企業事業資金利子補給金 融資登録書

申請日 年 月 日

住 所 (本社所在地)	〒										
営業所住所	〒										
フリガナ											
事業所名											
フリガナ											
代表者名										印	
電話番号	()			又は携帯番号				()			
今回新規に借入した 融資の種類				①和泉市中小企業融資制度 ②小規模資金 ③開業資金 ④女性、若者／シニア起業家資金 (該当する種類の番号に○をしてください)							
融資金額	億		百万			千				円	
融資利率		%			保証料率 (①②③の場合)			%			
借入年月日 (融資日)			元金返済開始日				最終返済期日				
年 月 日			年 月 日				年 月 日				
第1回目又は最終返済元金額			円			第2回目以降返済元金額			円		
貸付実行金融機関名・支店名				銀 行 信用金庫 信用組合 その他				支 店			

◇利子補給対象融資の確認のため、本市が大阪府、株式会社日本政策金融公庫（旧称：国民生活金融公庫）及び金融機関等へ上記内容等の照会をすることについて承諾されますか。（どちらかに○をしてください）

承諾する



承諾しない



利子補給対象となる融資がありましたら利子補給申請時期に書類を送付しますので、申請期限までにご提出ください。 提出書類に不明な点等があれば直接、大阪府、日本政策金融公庫及び金融機関等に照会いたします。	利子補給対象融資に関する確認については、事業者宛てに確認させていただきますので、その際には必ずご回答いただきますようお願いいたします。 なお、回答のない時、あるいは連絡がつかない時には、利子補給の対象とならない場合があります。
--	--

◇条件等

- ・今回登録された融資が利子補給対象融資制度に該当し、補給対象者となる場合、毎年1月1日～12月31日の間に返済した利子を対象に補給期間は3年間とする。
- ・一事業主が複数の対象融資を受けている場合には、当初の借入額の合計額のうち、500万円までを利子補給の対象とします。融資額500万円以上の方については、新規融資は利子補給対象外ですが、先に借りた融資に対する利子補給対象期間終了後には利子補給対象融資となります。したがって、今回登録された融資が利子補給対象融資にならない場合があります。